

○大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校寄附金取扱規程

平成31年4月1日

規程第309号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）における寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「寄附金」とは、大学等の業務の実施を支援することを目的として寄附される現金及び有価証券であって、理事長が次に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定したものをいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大学等の運営に要する経費

(受入条件)

第3条 理事長は、次の各号に掲げる条件が付された寄附は、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附による研究の結果得られた特許権、著作権、商標権及び実用新案権その他これらに準ずる権利を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。
- (4) 寄附の申出後、寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大学等の学術研究、教育又は業務運営に支障があると理事長が認める条件

2 寄附の受入れに際しては、寄附目的に従い、用途を特定するものとする。

(寄附の個人経理の禁止)

第3条の2 法人の教職員は次の各号のいずれかに該当するときは、現金及び有価証券の寄附を教職員個人で受け入れず、第4条の規定によって申出ることにより法人への寄附の手続きを行うものとする。

- (1) 当該教職員の職務上の教育・研究を助成しようとするもの
- (2) 当該寄附をもって法人の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費

に充てようとするもの

(3) 第2条第3号に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、公益を目的とする助成団体等が教職員個人宛の助成であることを助成要綱等に明記している助成を受けた教職員は、その経理を法人へ委任するものとする。

3 第1項各号に該当しない教職員個人への褒賞等の寄附については、前2項の規定は適用しない。

(申出)

第4条 寄附の申出をしようとする者は、寄附申出書(様式第1号)により、又は理事長が定める他の方法により理事長に申出るものとする。

(受入れの決定)

第5条 理事長は、寄附の申出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、受入れを決定するものとする。

2 理事長は、前項の寄附の受入れを決定したときは、寄附の申出をした者に対し、寄附受入受諾書(様式第2号)により、又は理事長が定める他の方法により通知し、振込依頼書その他の必要書類を送付するものとする。

(使途の変更等)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、寄附金の使途を変更することができる。

(1) 寄附金の目的が達せられ、その残額を他の使途に使用しようとする場合

(2) 担当教員が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合

(3) 寄附金の使途を変更しようとする場合で、寄附者の同意が得られたとき。

(受領書の発行)

第7条 理事長は、寄附の申出の金額が入金されたときは、寄附者に受領書を発行するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の日前に大学等において受入れを決定した寄附金は、この規程第5条により受入れを決定したものとみなし、この規程を適用する。

様式第1号(第4条関係)

寄附申出書

年 月 日

公立大学法人大阪
理事長 様

住所
氏名
電話
印

下記のとおり貴法人に寄附を申し出ます。

記

- 1 寄附の金額 金 円
- 2 寄附の時期
- 3 寄附の目的
- 4 特記事項

様式第2号(第5条関係)

寄附受入受諾書

府大 第 号
年 月 日

申出者 様

公立大学法人大阪
理事長 印

年 月 日付けでお申し出いただきました寄附につきましては、下記のとおり受諾させていただきます。

記

1 寄附の目的

2 寄附の金額 金 円

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）